

# 山梨県公報

第五百二十九号

令和六年

十二月二十六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長……………四七五  
○道路の区域変更……………四七五  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………四七五

### 公告

- 県政功績者……………四七六  
○土地改良区役員の退任……………四七六  
○選挙管理委員会……………四七六  
○政治団体の名称等の届出……………四七六  
○随意契約の相手方の決定について……………四七七  
○職員任用に関する規則の一部を改正する規則……………四七八  
○山梨県人事委員会議事規則の一部を改正する規則……………四七九  
○山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………四七九  
○山梨県人事委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令……………四八〇

## 告示

### 山梨県告示第二百八十一号

山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(令和六年山梨県告示第十二号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものは、その期限が令和六年一月一日から令和七年一月三十日までの間に到来するものについて、令和七年一月三十一日とする。

令和六年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

都道府県名	地域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町

### 山梨県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和七年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 富士河口湖富士線  
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地从先	旧	三六・四〇	一三九・八
	新	八一・八	
南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地从先	旧	三六・四〇	一三九・八
	新	三六・四〇	二二八・五

### 山梨県告示第二百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

指定の年月日 令和六年十二月十八日

- 二 指定道路の位置 富士吉田市富士見五丁目五千八百八十番四
- 三 指定道路の幅員 五・五二メートル
- 四 指定道路の延長 二十九・二三メートル

## 公 告

### ● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく令和六年度県政功績者は、次のとおりである。

令和六年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	故 齊藤 寛	甲州市

### ● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、二ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和六年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	小俣七孝	都留市小形山五百六十三番地 二	令和六年七月十日

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条及び第十七条第一項の規定

による届出が次のとおりあった。  
令和六年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	公明党山梨県本部		斉藤 博明		令和六年十二月九日	令和六年十二月九日
旧			兵道 顕司			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
野中真理子後援会	高見 沢 興重	安居院 春美	北杜市小淵沢町二一〇五	令和六年十一月二十日	令和六年十一月二十一日
福友会	内藤 喜 昭	長坂 栄 造	北杜市武川町宮脇二二三六一	令和六年十一月十九日	令和六年十一月二十二日
照隅遍照会	小林 剛	小林 仁	南都留郡西桂町小沼一七八四	令和六年十一月十日	令和六年十一月二十七日
流石はやと後援会	小佐野 快	小林 俊 人	南都留郡富士河口湖町船津三四四九一五	令和六年十一月二十九日	令和六年十一月二十九日
皆川いわお後援会皆和会	笹本 憲 男	笠井 征 矣	甲府市丸の内三一六一二	令和六年十一月二十六日	令和六年十二月二日

教育委員会

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年十二月二十六日

山梨県立図書館

副館長 小 林 久 美

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県立図書館情報システム運用保守業務委託
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県立図書館
- (二) 所在地 山梨県甲府市北口二丁目八番一
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年十月二十三日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
  - (一) 名称 NECソリューションズイノベータ株式会社
  - (二) 住所 東京都江東区新木場一丁目十八番七号
- 五 契約金額 九千二百七十八万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 本業務は、山梨県立図書館情報システムの保守業務であるため、当該システムの構造やプログラムの仕様を熟知している必要がある。NECソリューションズイノベータ株式会社は山梨県立図書館情報システムを構築した事業者であり、当該システムの保守業務について最も安全かつ確実に業務を遂行できるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七

年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第二号該当)。

### 人事委員会

#### 山梨県人事委員会規則第二十号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「採用及び昇任」を「採用」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「任用の」を「採用の」に改める。

第一条中「、第十七条第二項」を削り、「第二十一条の四第一項及び第四項」を「第二十一条の三」に改める。

第二条の見出しを「(任用の方法)」に改め、同条第二項中「人事評価その他の能力の実証に基づいて、任命権者が」を「任命権者が法第二十一条の三に規定する方法により」に改め、同条第三項を削る。

第二章の章名中「及び昇任」を削る。

第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(試験の種類及び区分)」を付す。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第六条(見出しを含む。)、第八条(見出しを含む。)、及び第十条中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第十一条の見出し中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第二項中「次に掲げる試験」を「第三条第一項第六号及び第七号に掲げる採用試験の第二次試験及び第三次試験」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「(同項第一号の試験の実施に係る報告にあつては第四号に掲げる事項を、同項第二号の試験の実施に係る報告にあつては第九号に掲げる事項を除く。)」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三章の章名中「及び昇任」を削る。

第十三条を次のように改める。

#### 第十三条 削除

第十四条中「し、昇任の場合にあつては、さらに任命権者の行う人事評価を含むもの」とを削り、同条第二項中「又は昇任させようとする者」を削る。

第十五条を次のように改める。

#### 第十五条 削除

第十六条第一項中「及び前条第三号に係る昇任」を削り、同条第二項中「又は昇任(以下「任用」という。)」を削る。

第四章の章名中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「任用の」を「採用の」に改める。

第十七条第一項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第五項中「又は昇任候補者(以下「任用候補者」という。)」を削る。

第十八条第二項中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第十九条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同項第一号中「任用された」を「採用された」に改め、同項第二号中「任用される」を「採用される」に改め、同項第三号中「任用」を「採用」に改め、同項第六号及び第七号中「競争試験」を「採用試験」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「申し出」を「申出」に改める。

第二十条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「申し出」を「申出」に改める。

第二十一条中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十二条第二項中「とき」を「ときに」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十三条中「任命しよう」を「採用しよう」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十四条中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十五条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任させるべき」を削り、同条第二項中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十六条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任命する」を「採用する」に改める。

別表第三中注以外の部分を次のように改める。

採用試験の程度

試験の区分	知識及び技術の程度
職員採用試験(大学卒業程度)	大学卒業程度

職員採用試験（短大卒業程度）	短期大学卒業程度
職員採用試験（高校卒業程度）	高等学校卒業程度
資格免許職員採用試験	短期大学卒業程度
民間企業等職務経験者職員採用試験	大学卒業程度
警察官採用試験 A	大学卒業程度
警察官採用試験 B	高等学校卒業程度
小中学校栄養職員採用試験	短期大学卒業程度
小中学校事務職員採用試験	高等学校卒業程度
任期付職員採用試験	高等学校卒業程度
その他人事委員会が必要と認める試験	別に定める

別表第五を次のように改める。

**別表第五（第十二条関係）**

選考により採用する職（一）

<p>一 行政職給料表級別基準職務表の職務の級三級以上の職</p> <p>二 医療職給料表（二）級別基準職務表の職務の級三級以上の職</p> <p>三 医療職給料表（三）級別基準職務表の職務の級四級以上の職</p> <p>四 研究職給料表級別基準職務表の職務の級二級以上の職</p> <p>五 福祉職給料表級別基準職務表の職務の級二級以上の職</p> <p>警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十二条に定める巡査部長以上の職</p>
---

別表第六及び別表第七中「任用する」を「採用する」に改める。

**附則**

（施行期日）

- この規則は、令和七年二月一日から施行する。
- （昇任候補者名簿の失効）
- この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第十七条第一項の規定により作成された昇任候補者名簿であつてこの規則の施行の際現に効力を有するものについては、この規則の施行と同時に、その効力を失うものとする。

**山梨県人事委員会規則第二十一号**

山梨県人事委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

**山梨県人事委員会議事規則の一部を改正する規則**

山梨県人事委員会議事規則（昭和二十六年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「定例会」の下に「及び臨時会」を加え、同条中「人事委員会庁舎内において」を削り、同条に次の一項を加える。

2 臨時会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の請求があつたとき委員長が招集する。

第三条を次のように改める。

（会議の開催場所等）

**第三条** 会議は、人事委員会庁舎内において開催するものとする。

2 委員は、前項の開催場所に参加することが困難な場合は、あらかじめ委員長の承認を得た上で、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）によつて会議に出席することができる。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第二十二号**

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
山梨県人事委員会事務局組織規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。

**附則**

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

**山梨県人事委員会訓令第一号**

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同項第九号中「任用辞退」を「採用辞退」に改め、同項第十号中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同項第十一号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同項中第十三号を削り、第十三号の二を第十三号とし、第十三号の三を第十三号の二とする。

**附則**

この訓令は、令和七年二月一日から施行する。